

「荷を分かち持つ」気持ちを忘れない

あけましておめでとうございます。

お陰様をもちまして、昨年7月に事務所開設5周年を迎えることができました。

今年は弁護士登録10年を迎えます。今までがむしゃらに頑張ってきましたが、数年前から弁護士に求められる役割は何か考えるようになりました。

今の段階での一つの答えが、「荷を分かち持つ」ことです。

法律事務所に来られる方は、心に様々な悩みを抱えておられます。弁護士がその悩み全てを解決することはできません。しかし、その悩みの「重さ」に共感し、法律的な問題を解決することで少しでも心の重荷を減らすことはできると思います。この「荷を分かち持つ」精神こそ、弁護士の仕事の本質であり、かつソーシャルワーカーの本質ではないかと思うようになりました。

今後も、スタッフ一同、クライアントの荷を分かち持つ気持ちを忘れず、日々の仕事に取り組んでまいります。

今年も宜しく願い申し上げます。

弁護士・社会福祉士 板村憲作



What's New

国家資格取得！！

平成26年3月、**社会福祉士国家資格**に合格しました。社会福祉士は、ソーシャルワーカーの国家資格であり、介護福祉士、精神保健福祉士と並ぶ福祉の国家資格(通称：三福祉士)のひとつです。この試験は受験資格が必要で、私も専門学校(YIC看護福祉専門学校)の通信課程で1年半学びました。

成年後見や介護・福祉荷に関するご相談が増える中、社会福祉士の勉強で得た知識は本当に役に立っています。今後は法律と福祉の専門知識を活かしたリーガルサービスをご提供したいと思います。

合格!



弁護士藤村の雑記帳



皆様、本年もどうぞよろしく願い致します。

故郷山口に戻り、もうすぐ2年となります。この間、お陰様で本業はもちろん、各種講演や地方公共団体の公的委員など、忙しくも充実した日々を送っております。

閑話休題。昨年末に以前から読みたかった東野圭吾作「ナミヤ雑貨店の奇蹟」を読みました。


街外れにある雑貨店で「悩み」相談に応じていた「波屋(ナミヤ)」さん。来るべき死を目前にして、自分のアドバイスが果たして意味があったのかを知りたくなくなります。時間を越える奇蹟を呼ぶ面白い作品でした。

弁護士としても、ご依頼やご相談の後日談は非常に気になる場所ですが、意外と知る機会は少ないのが実情です。ただ、どんな些細な悩みにも真剣に向き合った波屋さんのように、皆さんのお悩みに向き合っていきたいと思います。

弁護士 藤村亮平

いたむら写真館 (セミナー等)

平成26年度生活保護受給者等職員研修
成年後見制度と医療同意について
 平成26年6月11日
 いたむら法律事務所
 弁護士・社会福祉士 板村 著作




夏期研修会
 押さえておきたい過失割合「新」基準
 ～民事交通訴訟における過失相殺率の
 認定基準 全訂五版～
 平成26年8月8日
 いたむら法律事務所





▲平成26年6月11日 【担当：板村】
 成年後見制度と医療同意について
 詳細は <http://itamura-law.com/145/57/> へ

▲平成26年8月8日 【担当：板村・藤村】
 交通事故研修ー主婦休損と過失割合について
 詳細は <http://itamura-law.com/145/59/> へ

**ペットに関する
 紛争の解決方法**
 平成26年8月9日
 セミナーパーク
 弁護士 藤村亮平




介護保険サービスにおけるリスクマネジメント
 ～裁判例を通して介護事故のリスクマ
 ネジメントを考える～
 2014年10月25日
 弁護士・社会福祉士 板村著作




▲平成26年8月9日 【担当：藤村】
 ペットに関する紛争の解決方法
 詳細は <http://itamura-law.com/145/595/> へ

▲平成26年10月25日 【担当：板村】
 介護保険サービスにおけるリスクマネジメント
 詳細は <http://itamura-law.com/145/62/> へ

やすらぎ☆タイム

お手軽！『リンゴジャム』編

【材料】

- りんご 5個
(皮を剥いて正味 850g)
- グラニュー糖 250g
- レモン汁 大さじ 3
(レモン 2個弱)

【作り方】

1. りんごの皮を剥き、8等分にし 5mm ぐらいの厚さに切ります。
2. 切ったりんごを大きめの鍋に入れ、そこにグラニュー糖とレモン汁を加えます。
3. ざっくりと混ぜ合わせ、つぶしながら弱火～中火で 25 分程度加熱します。
4. 最初はりんごから水分が出てきますが、徐々に蒸発し、25 分ぐらい経つとほぼ無くなります。
5. 煮沸消毒した瓶に詰めて完成。

◎完全に水分が無くなると固くなるので、すこ～し汁気が残る程度で火を止めます。

是非作ってみてね!!



詳細は <http://ameblo.jp/itamura-law/entry-11684375220.html> へ

コラム

●●●サ高住見学●●●

先日、福山市のサービス付き高齢者住宅「グランドマスト新涯」の見学に行きました。(積水ハウス様主催のバスツアーです。)
 サービス付き高齢者住宅(サ高住)は「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(通称：高齢者住まい法)による基準を満たした住宅です。

以前は、高齢者向けの住宅として「高専賃」や「高円賃」などがありましたが、サ高住に一本化されました。
 サ高住では、契約の形態は賃貸借が多いようですが、ハード面だけでなくサービス面(安否確認、生活相談)まで基準があります
 「グランドマスト新涯」は今年の2月にオープンしたそうで、とにかく建物がものすごくキレイです。

建物の一階部分にサービス事業者(株式会社 L.S.I 様が)テナントとして入居し、入居者の方にサービスを提供するというスタイルでした。
 介護保険以外のサービスも、別料金を払えば(ほとんど何でも)オプションとして付加できるそうです。
 また、「看取り」までやるそうで、「終の棲家」を想定しているとのことでした。

説明してくれた河手社長は、若いけどしっかりした信念を持っているように感じました。
 やっぱりソフト面は大事です。
 後見業務でも、ご本人に資金的な余裕があれば、サ高住は「終の棲家」として有力な選択肢になると思います。
 とても良い経験になりました。

